

道路交通法（自転車に都合のいいところだけ抜粋！）

第2条

11. 軽車両

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

第18条

車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に

寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、軽車両（自転車）は

追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端

に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。